

平成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

( 9 月 20 日 )  
( 第 19 号 )

第 19 号  
9 月 20 日



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 19 号

○平成30年9月20日（木曜日）

---

### 議事日程（第19号）

平成30年9月20日（木）午前10時開議

第1 議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第4号  
まで

〔質疑、委員会付託〕

第2 議員派遣の件

---

### 会議に付した事件

日程第1 議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第  
4号まで

日程第2 議員派遣の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 47名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香
5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚

8	番	野	村	保	夫
9	番	下	野	幸	助
10	番	田	中	智	也
11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	濱	井	初	男
14	番	木	津	直	樹
15	番	田	中	祐	治
16	番	野	口		正
17	番	石	田	成	生
18	番	彦	坂	公	之
19	番	大	久保	孝	栄
20	番	東			豊
21	番	山	内	道	明
22	番	吉	川		新
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
27	番	小	林	正	人
28	番	服	部	富	男
29	番	津	田	健	児
30	番	中	嶋	年	規
31	番	村	林		聡
32	番	長	田	隆	尚
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	日	沖	正	信
36	番	前	田	剛	志

37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆 勝
45	番	山 本	教 和
46	番	山 本	信 行
47	番	西 場	正 美
48	番	中 川	直 人
49	番	舘 欠	番)
(42	番		
欠席議員	1名		
26	番	後 藤	健 一

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅	真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎	浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤	史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣	雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村	晃 康
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主査)	岡 野	俊 之

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	渡 邊	信一郎

副 知 事  
危機管理統括監  
総 務 部 長  
医療保健部長  
子ども・福祉部長  
地域連携部長  
雇用経済部長  
県土整備部長  
企 業 庁 長  
病院事業庁長  
会計管理者兼出納局長

稲 垣 清 文  
服 部 浩  
嶋 田 宜 浩  
福 井 敏 人  
田 中 功  
鈴 木 伸 幸  
村 上 亘  
渡 辺 克 己  
山 神 秀 次  
長谷川 耕 一  
荒 木 敏 之

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（前田剛志） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第136号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、9月14日までに受理いたしました請願6件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

---

人 委 第 5 9 号  
平成30年 9 月 19 日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見につ  
いて

平成30年 9 月 14 日付け三議第111号で求められました下記の議案に対する本  
委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第136号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

別 紙

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する  
人事委員会の意見

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、国家公務員  
の夜間看護等手当の改定等に鑑み、夜間看護等手当についての規定を整備する  
ものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 49	<p>(件 名) 平成31年度税制改正における自動車関係諸税の見直しについて</p> <p>(要 旨) 私たちの生活必需品である自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑且つ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税といった様々な課題が依然として残されている。加えて車体課税においては、社会保障と税の一体改革に伴う税制抜本改革法第7条に記された「簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行う」に沿い、国民生活に対する確実な負担軽減を行うことが急務となっている。</p> <p>また、「平成29年度与党税制改正大綱」で、「平成31年度税制改正までに安定的な財源を確保し、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」との文言が記載されていることを踏まえ、平成31年度税制改正では対応が求められる。</p> <p>地方において日常生活の重要な交通手段である自動車の税制を簡素化し、負担を軽減することは、地方経済の活性化の切り札ともなり得るものである。また、公共交通機関の廃止や、加齢による運転困難に対して、最新技術が搭載された自動車を買ひ易い社会をつくることは、超少子高齢化を迎える日本において大変重要なことである。</p> <p>以上により、貴議会において、「自動車関係諸税の見直し」について、国の関係機関に下記の内容を求める意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>1. 次のとおり、車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。 ① 自動車重量税の「当分の間税率」を廃止</p>	<p>鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労働組合総連合会 三重地方協議会 議長 高津 健一</p> <p>(紹介議員) 芳 野 正 英 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 下 野 幸 助 小 島 智 子 彦 坂 公 之 大久保 孝 栄 吉 川 新 藤 田 宜 三 長 田 隆 尚</p>	30年・9月

	<p>すること。</p> <p>② 自動車税・軽自動車税（四輪車等・二輪車）の負担軽減措置を講ずること。</p> <p>③ 環境性能割は、情勢変化に鑑みた負担軽減措置を講ずること。</p> <p>2. 次のとおり、燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図ること。</p> <p>① 「当分の間税率」を廃止すること。</p> <p>② 複雑な燃料課税を簡素化すること。</p> <p>③ 燃料課税に更に消費税が課される「二重課税」を解消すること。</p>		
--	--	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 50	<p>(件名) 2019年度に向けて30人学級とゆきとどいた教育を求めることについて</p> <p>(要旨) 小学校1年生、2年生において、30人学級で25人以上という条件、中学校1年生において、35人学級で25人以上という条件をなくすこと。そして、小・中学校、高等学校で30人学級を計画的に実施する努力をすること。 少なくとも、小学校1年生での25人下限条件を早急になくすこと。 教育予算を増やし、正規職員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育の推進をはかること。</p> <p>(理由) 子どもたち一人ひとりに対するきめ細やかな指導によって、「どの子にも豊かな人格と確かな学力の保障」を実現するためには、少人数学級の実施が最も有効な施策である。 三重県においては、平成15年度から小学校1年生、16年度は小学校2年生までの「30人学級」が、さらに17年度は中学校1年生での「35人学級」が実現している。しかし、その後は少人数学級対象学年の広がりは全くみられない。 また、現在実施されている少人数学級編成には、1学級の定数を25人以上とする条件が設けられているため、毎年、30人以下にならない学</p>	<p>四日市市笹川1丁目 52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子 ほか 4,434名</p> <p>(紹介議員) 山本 里香 岡野 恵美 稲森 稔尚</p>	30年・9月

	<p>級が残されており、その多くは不平等が固定化されてしまう小規模校である。県の施策によってこうした状況が16年間改善されることなく、今日に至っている。</p> <p>平成23年度、国が小学校1年生の学級編成基準を35人に改善したことによって18人の学級ができることになり、その一方で35人の学級が残されていることで、ほぼ2倍の差が生じている。早急にこのような不平等をなくす取り組みを進めていただきたい。</p> <p>四日市市では、平成25年度から小学校1年生と中学校1年生で下限なしの30人学級を実施しており、よりいっそうきめ細かな指導ができると、保護者や教職員に喜ばれている。三重県としても、少なくとも小学校1年生では、30人を超える学級を早急になくしていただきたい。</p> <p>一方、下限条件の影響を受けず、低学年で30人以下だった学級では、3年生になると40人学級に戻ってしまうため、子どもが落ち着かない、一人ひとりに目がゆきとどかない等、深刻な問題がある。全学年での30人学級の早期実現に向けて努力をしていただきたい。</p> <p>また、「みえ少人数教育」の実施が、臨時教員をよりいっそう増大させているという実態も大きな問題である。教育予算を増やし、正規教員を大幅に配置することによって、ゆきとどいた教育を進めていただきたい。</p>		
<p>請 51</p>	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 芳野 正 英 山本 里 香 岡野 恵 美 稲森 稔 尚 野村 保 夫 小島 智 子 吉川 新 藤田 宜 三</p>	<p>30年・9月</p>

<p>準保障に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。2017年4月の義務教育費国庫負担法の一部改正・施行においても、学齢を経過した者に対する夜間等に設定する教育課程の実施のために配置される教職員が対象に加わるなど、制度の充実が図られてきている。</p> <p>しかし、1985年に国庫負担の対象外となった教材費等は、一般財源としての措置のままであり、このことは、教育環境整備に係るさまざまな面で都道府県間での大きな格差を生じさせている一つの要因になっていると考えられる。学校図書館の蔵書数の標準を満たしている公立小中学校の割合や、教育用コンピュータ機器端末の整備状況における都道府県格差は、文科省の諸調査においても明らかとなっており、三重県内においても地域間格差が見られる。とりわけ、教育用コンピュータ機器端末の整備については、早急かつ一定の水準を等しく担保しなからずすめられるべきであり、先般の学習指導要領等改定において、小学校英語科やプログラミング教育等が導入されていくなか、まさに教育行政全体としての急務かつ国としての責務と考えられる。しかしながら、その全国水準の現状は、教育基本法により定められている「第2期教育振興基本計画（2013年）」に掲げた目標値にも及んでいない。そのようななか、新たに示された「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～22年）」では、より高い水準の目標値が掲げられたが、引き続き一般財源による地方財政措置となっている。</p> <p>これまでの教育環境整備に係るさまざまな整備計画の進捗とその結果を見るにあたり、義務教育の水準が安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより制度の更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担</p>	<p>長 田 隆 尚</p>	
--	----------------	--

	制度の充実を強く切望するものである。		
請 52	<p>(件 名) 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算 拡充を求めることについて</p> <p>(要 旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の 拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機 関に意見書を提出いただくようお願い申し上げ る。</p> <p>(理 由) 2017 年、「義務標準法」が改正され、小中学 校等における「障害に応じた特別の指導」や 「日本語能力に課題のある児童生徒への指導」 のための教員が基礎定数化された。 しかしながら、学級編制については、2011 年 に小学校 1 年生における標準が 40 人から 35 人 に引き下げられて以降、法改正による引き下げ はされておらず、国際的な比較においても高い 上限値の基準といえる。また、1 クラス当たり の児童生徒数においても、日本は小学校 27 人、 中学校 32 人と経済協力開発機構 (OECD) 加盟国 平均 (小学校 21 人、中学校 23 人) を大きく上 回っている。(2017 年 OECD 公表値) 新学習指導要領等への移行および全面改定の 時期をむかえた今、児童生徒の創造性や考える 力を培う授業への転換を図り、子どもたちの自 己実現にむけた主体的、協働的な「豊かな学 び」を実現するため、教職員がよりきめ細かく 児童生徒一人ひとりと向き合うことのできる環 境整備の第一の手立ては、教職員定数を計画的 に改善することに他ならないと考える。 また、「学校における働き方改革に関する緊 急対策」(2017 年文科省)においても、その実 現にむけた必要な環境整備として、人的措置の 充実について言及している。さらに、教員のス トレス調査の分析結果 (2017 年文科省) では、 教員のストレス状態の特徴として、「量的負荷 が高く、メンタルヘルス不良状態」さらに、 「勤務時間の長さ状態不良傾向に有意な相関 がある」とされている。これらのことから、 教職員が心身ともにゆとりを持って目の前の子 どもたちをはじめ日々の教育活動と向き合える</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン ター内 生涯学習センター2F 三重県 P T A 連合会 会長 松山 安利 ほか 3 名</p> <p>(紹介議員) 芳 野 正 英 山 本 里 香 岡 野 恵 美 稲 森 稔 尚 野 村 保 夫 小 島 智 子 吉 川 新 藤 田 宜 三 長 田 隆 尚</p>	30 年・9 月

	<p>環境を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる土台として重要であり、そのためにも、教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれるものである。</p> <p>一方、日本の教育機関に対する公財政支出は、対GDP比約4.4%で、OECD加盟国平均(5.2%)に未だに及んでいない。そのようななか、今回の新学習指導要領等への改定には、小学校英語科や「特別の教科 道徳」をはじめ、教科等の新設などの多くの「改革」が盛り込まれ、教育現場には、教材・教具等の物的な充実はもとより学校運営にかかる予算の充実が今以上になされるべきと考える。公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そしてそれらは、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することにつながっていくと考える。</p> <p>以上のような理由から、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 53</p>	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 厚労省の「国民生活基礎調査」(2016年)によると、「子どもの貧困率」は13.9%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、子どもがいる世帯のうち、ひとり親など大人が1人の世帯の相対貧困率は50.8%と、大人が2人以上いる世帯(10.7%)より著しく厳しい経済状況におかれている。「子どもの貧困対策に関する大綱(2014年閣議決定)」における基本的な方針の筆頭に「貧困の連鎖の解消」が掲げられているとおり、その連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援は、きわめて重要であると考えます。</p> <p>学校をプラットフォームとした子どもの貧困</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 芳野 正 英 山本 里 香 岡野 恵 美 稲森 稔 尚 野村 保 夫 小島 智 子 吉川 新 藤田 宜 三 長田 隆 尚</p>	<p>30年・9月</p>

	<p>対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談などを充実させるとりくみや、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援をおこなうなどのとりくみが今以上にすすめられていくことが必要である。心理や福祉の専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の更なる拡充が求められている。また、地域社会においても生活困窮者への自立支援のとりくみがすすむなか、児童生徒への学習支援事業や「子ども食堂」等の子どもの居場所づくりに関わりとりくみがすすめられている。公的な人的措置や経費負担等、社会全体としての支援の充実が求められる。</p> <p>日本における大学等の高等教育段階での総教育支出のうち、66%が私費負担で賄われ、OECD平均の30%を大きく上回っている。(OECD「図表でみる教育 2017」)。さらに、高等教育の授業料は国際的な比較において「最も高い水準の国の一つである」とされている。また、子どもの進学率において、ひとり親世帯(高校等93.9%、大学等23.9%)は全世帯(高校等96.5%、大学等53.7%)を下回っている状況である。</p> <p>そのようななか、2017年度から、高等教育段階において、国による給付型奨学金が創設され、2018年度より本格実施となった。また、一般の生活保護法の改正に伴い、大学および専門学校への進学準備給付金が創設された。しかし、「学生生活調査結果」(2018年3月)においては、「貸与型奨学金の返還にかかる負担」を理由に受給申請を諦めている学生が増えている実態が指摘されている。また、高等学校等就学支援金制度においては、修業年限による支給制限の緩和など制度の拡充が求められている。貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
請 54	(件名) 防災対策の充実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化セン	30年・9月

<p>(要 旨)</p> <p>子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理 由)</p> <p>「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」では、東海地方が大きく被災した場合、三重県内の避難者数は、地震発生翌日で約35～56万人にのぼり、一か月後においても約10～20万人が避難所生活をつづけることになると推計されている。また、東日本大震災（2011年）、熊本地震（2016年）では、多くの学校が避難所となった。地域の避難所として、耐震・耐火性などの安全対策、避難者の生活を支えるトイレや発電設備、飲料水の確保等が求められる。しかしながら、「屋内運動場の照明や内壁の落下等により、避難所として使用するには危険」、「トイレまでの動線に段差や階段があり、車椅子使用者等への対応が困難であった」などの課題も報告されている。</p> <p>2018年4月現在、県内の公立学校のうち、9割以上にあたる540校の学校が避難所指定を受けている。しかし、防災関係施設・設備の設置率は、屋内運動場多目的トイレ28.4%、自家発電設備等71.5%、貯水槽・プールの浄水装置等69.2%など、十分であるとは言えない。また、非構造部材の耐震化対策のうち、学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策は、県立学校については2019年度に対策を完了する見通したが、小中学校ではその年度までには完了しない見込みとなっている（2018年4月現在、公立小中学校13棟、県立学校42棟で未完）。さらに、窓ガラスや外壁などの落下および飛散防止対策は、実施率22.3%と低い状況となっており、早急な対策実施が強く求められる。</p> <p>また、三重県内の津波による浸水が予測される地域等に所在する学校は、公立小中学校で120校（23.4%）となっており、その大多数が避難所に指定されている。高台移転や校舎等のかさ上げ工事等の対策が必要とされるなか、いまだ具体的な見通しは示されていない。過去の災害に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されること</p>	<p>ター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 松山 安利 ほか3名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>芳野 正 英 山本 里 香 岡野 本 恵 美 稲森 稔 尚 野村 保 夫 小島 智 子 吉川 新 藤田 宜 三 長田 隆 尚</p>
---	---

	<p>を強く望むところである。</p> <p>加えて、先般の大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による被害を受け、避難所機能に関わる部分以外においても、学校施設の老朽化等に伴う安全性の低下を危ぶみ、早期の安全点検と対策の充実を求める声も高まっているといえる。以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
--	--	--	--

## 質 疑

○議長（前田剛志） 日程第1、議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。3番 廣耕太郎議員。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇・拍手〕

○3番（廣 耕太郎） 新政みえ、伊勢市選出の廣耕太郎でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い議案質疑をさせていただきます。

議案第144号に関する質疑でございます。この議案第144号につきましては、全員協議会でも山本里香議員が若干質問されました。

これは、三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託の件でございまして、3者の方が入札に臨んでNTTデータ東海、これが2億8千数百万円で落札をされました。この3者の中で一番高いところといたしますか、それが西日本の電信電話株式会社の三重支店でございまして、5億2000万円です。5億2000万円と2億8000万円、約2億4000万円の差があるということでございまして、前回の全員協議会の山本議員の質問では、これはやはりソフトとかコンピューターの関係は以前、この業務に携わっておられた企業が、いわゆるアドバンテージがあって、それで安くなっているのかなという話をされました。

私もそのように理解しておったのですが、実際、ちょっと調べてみますと、この業務につきましてはNTTデータ東海が落札をされたんですけど、そのNTTデータ東海は約2割、この仕事では2割、そして一番高かったところ、

西日本電信電話株式会社の三重支店が8割やっているんですね。ですから、これはこれだったら西日本の一番高いところとって当たり前なのかなと思ってたんですが、実際はそうではなくて、2割しか携わってなかったところがかなり安く、これは落札をされとると。

この件につきまして、じゃ、もともとどういった入札方式になっておるのか、そしてこの仕事の積算といいますか、予定価格というのはつくられておると思いますので、それはどういうふうにしてつくられて、どれぐらいだったのかというところ、まずもってお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○地域連携部長（鈴木伸幸） それでは、三重県の共通機能基盤用の機器の購入について御質問いただきました。予定価格について御質問いただきましたが、その前に三重県共通機能基盤につきまして若干の御説明をさせていただきますと思います。

三重県共通機能基盤は、庁内の情報システムで調達いたしますサーバ機器類や運用保守の経費を抑制するために、複数システムで共同利用できる統合サーバですとか、保守事業者が自社から遠隔操作で保守を行えるリモート保守環境などを提供する仕組みでございます。

本契約につきましては、現行の共通機能基盤の保守期限が平成32年の3月に到来するということから、30年度、今年度から来年度、31年度にかけて再構築を行いまして、32年度から37年度までの6年間の運用保守を行うというものでございます。

それで、予定価格についてということでございます。これにつきましては、情報システムにかかります調達仕様書の作成ですとか予定価格の設定につきましては、県が定めます情報システムの調達ガイドラインに基づいて行っておるところでございます。

今回の契約につきましても、経費等に関する情報を広くまず事業者から収集をいたしまして、調達仕様書案を作成いたします。そして、作成した調達仕様書案を公表いたしまして意見を求めることで仕様書等の精度向上を図り

まして、公平性、透明性を確保しておるといところでございますし、また、県がITコンサルティング業務を委託しております外部専門家からも技術的な助言をいただきまして、調達仕様書等に反映しておるといところでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番(廣 耕太郎) はい、ありがとうございます。

ですから、結局その予定価格といいますか、積算価格といいますか、そういった価格は幾らぐらいを予定されておったんですか。

○地域連携部長(鈴木伸幸) 予定価格につきましては非公表になっておりますので、ちょっとここではお答えをお控えさせていただきたいというふうに思います。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番(廣 耕太郎) 教えていただけないということなんですが、かなり予定価格より安くなっておるといふうに私の調査ではなっております、この先ほど聞きました仕様書ですね。この仕様書案をちょっと見ますと、例えばサーバとして、例えば統合用サーバとして3台程度とか、それ以外の統合用サーバとして10台程度それぞれと書いてありますね。

その程度というふうな話になってくると、安く落札されたところというのは、この内容の理解の仕方ですね。どの程度というふうにして、これ物すごく曖昧だと思うんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○地域連携部長(鈴木伸幸) 調達の仕様書の内容に関してということですが、この調達仕様書等におきましては、まずは県が求めますサーバですとか、ソフトウェアの機能ですとか、運用保守の要件ははっきりしております。

その機能要件等を満たしておれば、例えば、議員がおっしゃったように、サーバの台数等につきましては、私どもが考えております目安のようなものにはなるんですけれども、事業者の特性ですとか強みを生かした機器等の提供が可能となるようにしておるといところでございます。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 私、これ専門的なことですから、内容については全て把握しているわけではないんですけども、例えば車を発注しますと。車を発注するときに、仮に乗り心地がいい、疲れない、燃費もよくて、そういった車を発注するとしたときに、例えばこれぐらいのゆったり乗れて、疲れのないような車やったら、これはレクサスだなということで、例えば西日本電信電話株式会社の三重支店はレクサスを考えて、それでそれを出したと。2番目の富士通は、これはクラウンやると、この内容、仕様書やったらクラウンだろうなと思って、それを考えて出したと。

ところが、いやいや、NTTデータ東海は、これはカローラでもええやないかというふうにして、カローラを考えた。そしたら、これぐらいの差にはなりますわね。

私が思ったのは、先ほど教えてもらえなかったんですけど、予定価格と、そして落札価格、これはどれぐらい乖離があったのか、それ、何%とは言いませんけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○地域連携部長（鈴木伸幸） 少し私の説明が言葉足らずのところがあったかもわかりませんが、例えば公用車でいうところの乗り心地とか車の広さですとか排気量ですとかいうものは、例えばシステムでいいますとメモリの使用量がどれぐらい必要ですとか、CPUの消費量はどれだけ必要ですということ、きちっとお示しをさせていただいています。

その上で、CPUの使用量ですとか、メモリの消費量を賄うためには、大体データ、サーバとしてはこれぐらいあればできるんじゃないかということをお示しさせていただいて、例えば業者によっては3台程度と書いてあるけど、うちは2台でできるよと、いや、うちは4台必要やということ、それぞれの事業者で考えていただいて、出していただくということになるのかなというふうに思っておりますので、そういうところで今回、予定価格と落札金額の差というのがいろいろ出ておるんだろうというふうに思います。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） 私も以前は名古屋で民間企業の営業してまして、こういった入札があったら、もうそれをとったら自分の昇進にかかるとか、給料も上がるとか必死でやるわけですね。必死でやって、そして、これぎりぎりの線で出しましたと。出してふたあけたら落ちたんやけども、その落ちた差が倍とは言いませんけども、2億8000万円と5億2000万円、こっだけ差があったら、もう何でやというふうに思ってしまうんですね。これ間違つとるん違うかなど。

ですから、この県と事業者のこの調達仕様書の解釈に相違があったとしか思えないし、もし相違があってこれから契約上、どのようにこれを担保されていくのか。もし何かあった場合、先ほどちょっと私は例で言わせてもらいましたけども、カローラを出しましたと。仮にカローラの悪口言うわけじゃないけども、ずっと乗っておったらだんだん乗り心地が悪くなってきたり、壊れる部分も増えてきたり、やっぱりレクサスにしといたほうがよかったやないかというような話になった、追加の、じゃ、それやるんやったらまたお金くださいよと業者のほうから言われたら、それをまた払わなあかんのかなどというふうに思うんですが、そこら辺の担保の仕方はどうでしょうか。

○地域連携部長（鈴木伸幸） 今回の応札内容に基づきまして納入される機器ですとか、構築及び運用経費等の一式につきましては、今現在、外部専門家による助言をいただきながら契約相手方との確認作業を進めておるところでございます、本契約が適正に履行されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

仮に、契約相手方に業務遂行上の不備が生じた場合につきましては、契約書に基づきまして、本契約を解除するとともに、契約相手方に対して損害賠償を求めることができるということにはしております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） その損害賠償を求めることができるというふうな、損害が出るようなところが逆にあるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○地域連携部長（鈴木伸幸） 今までの経験上ということになるかと思いますが、これまではそういうようなことは特になかったというふうに聞いております。

〔3番 廣 耕太郎議員登壇〕

○3番（廣 耕太郎） ありがとうございます。

これ以上言っても難しいと思いますが、今後、もしこういうことがあって、何か今後問題があったら、これは本当に契約上でちゃんと担保してやっていただけるようお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（前田剛志） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） 日本共産党の四日市市選出、山本里香です。議長にお許しをいただきましたので質疑をさせていただきたいと思います。

議案第141号三重県建築基準条例の一部を改正する条例案について質疑いたします。内容は、建築基準法の一部改正に鑑みて、ホテルまたは旅館の用途に供する一定規模の木造建築物の外壁等に関する制限を廃止するものというわけです。

外壁等の防火構造ということで、この第20条は法律の第22条第1項の市街地の区域内にあるホテルまたは旅館の用途に供する木造建築物等（耐火建築物等を除く。）で階数が2階までであり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平米を超えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければいけないと、これまで書いてあるものを削除するというものです。

今回、議案第137号もありますけれども、この国の建築基準法改定を受けて条例改正となるわけですが、全体として今回のこの議案第141号を含む法改正、上位法の法改正は多くの内容があって、その中の一つです。今後、来年3月に向けて様々出てくる法改正の中の一部であります。

評価すべきもあると考えていますけれども、問題があるのではないかとい

うことで確認をいたします。

法改正がされて、それが条例改正になってくるわけですが、必要性、背景として、2016年に糸魚川の大規模火災や2017年のアスクルの大火災派生を踏まえて、建築物の適切な維持管理、改修等により建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を求めることという目的、一つ目。

二つ目が、加えて既存建築ストックの活用、つまり空き家などの対策。

また三つ目に、さらに木造建築をめぐる多様なニーズへの対応、木材建築の地域振興ということが上げられる中で法改正が行われ、その中の条例改正。

この今回の議案第141号のこの部分が、この中のこの趣旨に沿ってされていくわけなんです。地方公共団体はそれぞれの地域の特殊性を加味して建築基準法第40条に基づいて、条例により必要な制限を付加することもできるし、また市町村は、これは市町村のことですが、土地の状況から必要な場合には、またまた国土交通大臣の承認を得た上で、市町では条例の緩和できるということにもなっているんですが、三重県で今ある現行条例をこの部分を削除するということが、不安を私は覚えるわけです。

そこで、お伺いいたします。何のために、建築基準法に依拠して県条例があるのか、建築確認や、あるいは防火、耐火規制があるのかという認識を県土整備部長にお伺いをしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 条例の目的についてお答えをいたします。

議員も御紹介いただきましたが、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としております。

また、各地方の気候や風土の特殊性、特殊建築物の用途や規模により、法令の規定のみによっては目的を十分に達しがたいと認める場合においては、条例により制限を付加できるということが定められておまして、この法令に基づきまして、三重県においても条例により必要な制限を付加しているということでございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） お答えいただきました。

これは建築基準法のほうの第1条で、今お話があったように、答弁あったように、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ると、これが公共の福祉の増進に資することを目的とするということになっていて、命や体の安全、身体の安全を確保するということがまず一番の基本にあるということに、共通認識を持ってもらっているということで当たり前のことだと思いますが、そして、それを事前にチェックするのが建築確認というわけです。

県条例、今回、木造建築物である特殊建築物の外壁等に関する制限の、これ廃止ということになるわけなんですけど、この制限を廃止ということは、この部分について規制をかけない、フリーだということですけども、議案第141号によって廃止される、この現行条例の第20条は、先ほど申しましたけれども、逐条解説には、こうやって書いてあるんですよ。

木造建築物等である特殊建築物の外壁及び軒裏での延焼のおそれのある部分を防火構造にすることを法第24条で定めていますと。それによって本条、つまりこの条例、法第24条で定められているもの以外に、不特定のものが利用するため、火災時には人的被害を招くおそれが高く、火災発生の危険度の高い木造建築物等を指定し、この同条第1項第3号の用途を付加したものですということ、これ、このフリーにするということは、ここに規制をかけることなく大丈夫なのかと、どのような実態が今、現行条例であるのかと。そして、これ変えてどうなるのかということを少し教えていただきたいと思ます。

○県土整備部長（渡辺克己） 今回の条例改正の内容について御説明を申し上げます。

今回の法改正によりまして、建築基準法第24条が削除されましたが、この条項は、防火地域や準防火地域を除く都市計画区域内にある木造建築物のうち、一定規模の病院や共同住宅等について、建築物相互が近接するなど、延焼のおそれがある外壁等に関して、周囲からの30分間の加熱に対して変形、

損傷しない防火性能を求めてきました。

しかし、現在は同様の規定内容となった昭和36年当時と比べ、現在では、消防署の設置数が大幅に増加するなど都市全体の消防力が格段に向上しており、他の条項、法第23条でございますが、こちらで規定しております20分間の準防火性能を有すれば、延焼の抑制という建築基準法第24条の目的は達成されることから、この条例が不要となったものでございます。

現行の三重県建築基準条例は、建築基準法第24条で規制していた建築物に類するものとして、木造で、階数が2、かつ床面積が200平方メートルを超えるホテル、旅館を規制の対象として附加しておりますが、規制の根拠となる建築基準法第24条が削除されたことから、条例の規定もあわせて削除するものでございます。

なお、ホテル、旅館につきましても、先ほど申しました20分間の準防火性能を求めておりますので、改正後も防火について一定の性能を確保しておりますのでございます。

また、一戸建て住宅と異なり、ホテル、旅館には火災時の避難に関する規定や、内装の制限などが建築基準法の他の条項で定められており、これらは引き続き適用されることから、利用者の安全な避難について総合的に確保されるものと考えております。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 今、時代も変わってきて消火能力が消防署の設置など対応できる状況がよくなって改善されてきたので、30分防火と、それから20分という話が出ましたけれども、この言い方、おかしいですけどね、30分耐えなくても20分で耐えたんでいいわという。事が起こったらこんなことは実際は言ってもらえないと思いますが、その仕様でいいわというふうなこととともに、ほかの部分での制約が、規制がかかっているから現実問題はそのようなことを心配しなくていいよと、これは規制緩和、この法の改正自体が、条例じゃなくて法の改正自体が既存ストック、空き家などの有効利用ということも含めて様々な改正がされている中の一つなわけですけども、読んでいく

と、その法の改正は規制緩和で、ちょっと心配だなと思うところがたくさんあるんですが、それを受けての一部の改正だけでも、心配はないというお答えをいただきましたが、これ本当に担保を国民の命、健康及び財産の保護を図るという意味で、これを消してしまっ、あるのとないのとは大違いじゃなくても違いがあるとしたら、心配じゃないかと思うんですけど、そのところ、大違いじゃないにしても違いがそこに厳然とあるのであれば心配じゃないかということで、どうなんでしょうか。趣旨を全うできるということでしょうか。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 建築基準法のほうでも削除されておりますので、条例で規定しておりましたホテル、旅館等につきましても安全が確保できるものというふうに考えております。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○**4番（山本里香）** 法のほうの改正がもちろんあって、それを上位として持つ中で、県及び市町で様々、条例改正が行われていくというのは実態ですけども、地方自治体における加味することもできるという中で、このことがこれから委員会で審査もされていきますけれども、十分に、丁寧に審査をしていただきたいというふうに思います。

そして、今、これは一部ですけれども、法改正から1年の3月に向けて様々な建築基準法にかかわる条例の法改正が出てくるというふうに聞いていますけれども、その連動した中の一つであるのですが、全体像として見たら、やっぱり空き家対策、これ大事なことです。空き家対策大事で、これは違う意味で大事なことだと思いますけれども、あとそれに加えて防災、防火ということが今ここで定められる中で、内容としては民泊であるとか小規模保育施設であるとか、小規模介護福祉施設などの転用などのことでも規制が緩んでいくようなことが考えられます。今、法改正になっているので、今後、条例で出てくることです。

そうすると、そういったことの整合性を得るために法第24条が削除され、それを受けての条例改正ということであれば、心配は尽きないと思います。

現実的に、こういった中で今現在、需要があるかないかということをちょっとお伺いをいたしましたら、なかなか少ないんだということを伺っているわけですが、現実的でないというのと現実ないというのは違うし、そういうことをやっぱり考えないと、そういう該当のところが現実的でないから本当にゼロなのかという、そういうことは言い切れないというふうに思いますので、そのところを委員会等での十分な審査をお願いいたしまして、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で、議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第4号までにに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（前田剛志） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第134号から議案第148号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表
-----------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
144	財産の取得について
145	財産の取得について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件名
146	財産の取得について

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
134	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案
139	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
141	三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
142	工事請負契約の変更について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事）
143	工事請負契約の変更について（宮川流域下水道（宮川処理区）明和幹線（第5工区）管渠工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件名
135	職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
136	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
137	三重県手数料条例の一部を改正する条例案

138	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例案
140	三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案
147	平成29年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
148	平成29年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	平成29年度三重県水道事業決算
2	平成29年度三重県工業用水道事業決算
3	平成29年度三重県電気事業決算
4	平成29年度三重県病院事業決算

## 議 員 派 遣 の 件

○議長（前田剛志） 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

## 採 決

○議長（前田剛志） お諮りいたします。本件は、お手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認めます。よって、本件はお手元に配付の一覧表のとおり、派遣することに決定いたしました。

## 議 員 派 遣 一 覧 表

### 1 第18回都道府県議会議員研究交流大会

#### (1) 派遣目的

都道府県議会議員が共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的とする。

#### (2) 派遣場所 東京都

#### (3) 派遣期間 平成30年11月13日 1日間

(4) 派遣議員	山本 里香 議員	下野 幸助 議員
	濱井 初男 議員	野口 正 議員
	大久保孝栄 議員	吉川 新 議員
	津村 衛 議員	中嶋 年規 議員
	長田 隆尚 議員	中森 博文 議員

### 2 地方議会活性化シンポジウム2018

#### (1) 派遣目的

人口減少社会を迎え、合意形成が困難な課題が増大し、住民に身近な地域の問題を取り扱う地方議会が担う役割の重要性が高まっている中で、多様な人材の参画をどのように実現するか等について意見交換を行い、広く情報発信することを目的とする。

#### (2) 派遣場所 東京都

#### (3) 派遣期間 平成30年11月19日 1日間

#### (4) 派遣議員 藤根 正典 議員 石田 成生 議員

○議長（前田剛志） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明21日から24日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明21日から24日までは休会とすることに決定いたしました。

9月25日は定刻より、県政に対する質問を行います。

**散 会**

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時29分散会